



## Osaka Gakuin University Repository

Title	2019 年 ILC 「武力紛争に関連する環境の保護」 暫定諸原則草案【翻訳】(一) 2019 ILC “Draft Principles on Protection of the Environment in Relation to Armed Conflicts” [Translation] (1)
Author(s)	繁田 泰宏 (Yasuhiro SHIGETA)
Citation	大阪学院大学 法学研究 (OSAKA GAKUIN LAW REVIEW), 第 47 卷 第 1・2 号 : 39-81
Issue Date	2021.3.31
Resource Type	Translation/ 翻訳
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

〈翻 訳〉

## 2019年 ILC 「武力紛争に関連する環境の保護」 暫定諸原則草案【翻訳】(一)

「武力紛争と環境保護」研究会 研究代表 繁 田 泰 宏

### 目 次

序 言

第1部 導入

第2部 一般的に適用される原則 (以上、本号)

第3部 武力紛争中に適用可能な原則 (以下、次号)

第4部 占領状態に適用可能な原則

第5部 武力紛争後に適用可能な原則

## 序 言

国連国際法委員会 (United Nations International Law Commission: ILC) は、「武力紛争に関連する環境の保護」(Protection of the Environment in Relation to Armed Conflicts) の議題に関する審議を2014年に開始した。本議題に関し、ヤコブソン委員 (スウェーデン) が予備・第2・第3報告書を、またレート委員 (フィンランド) が第1・第2・第3報告書を、特別報告者として提出していた。その後 ILC は、2019年に第1読を完了し、暫定諸原則草案とその注釈とを採択した。今後は、本草案に寄せられる各国政府のコメントを基に ILC において第2読が行われることになるが、本議題の審議内容と問題点を明らかにする上で、本草案の訳出が極めて有用であるとの考慮の下、下記の翻訳が行われた。本翻訳の分担は、第1部 (導入) : 鳥谷部 壤 (摂南大学・法学部・講師)、第2部 (一般的に適用される原則) : 繁田 泰宏 (大阪学院大学・法学部・教授)、第3部 (武力紛争中に適用可能な原則) 及び第4部 (占領状態に適用可能な原則) : 保井 健呉 (同志社大学・法学部・助教)、第5部 (武力紛争後に適用可能な原則) : 濱田 早絵 (同志社大学・大学院法学研究科・博士後期課程) である。なお本翻訳は、繁田が研究代表を務める科研「武力紛争関連環境損害の防止 : 交戦国、企業及びその管轄国の『相当の注意』義務の実証」(基盤研究(C)21K01172) の研究成果の一部である。

## 第1部 導 入

注釈

(1) ILC の成果は常にそうであるように、本諸原則草案は、注釈と併せ

て読まれるべきである。

(2) 構造上、原則草案一式は、5つの部に分けられる。そこには、本諸原則草案の範囲及び目的に関する原則草案をその内容とする冒頭の「導入」部が含まれる。第2部は、武力紛争の発生前の環境保護指針に関するものであるが、武力紛争発生以前だけでなく、武力紛争中と武力紛争後のように、2つ以上の時間的フェーズに妥当する、より一般的な性質の原則草案も含んでいる。第3部は、武力紛争中の環境保護に関連し、また第4部は、占領状態における環境保護に関連する。第5部は、武力紛争後の環境保護に関する原則草案をその内容とする。

(3) 諸規定は、「原則」草案として位置づけられてきた。ILCは、かねてより、国際法上の諸原則を規定した諸規定、及び国際法の漸進的発達に貢献し諸国に適切な指針を提供することを意図した非拘束的宣言の両方について、原則草案としてその作業の成果を公表することを選択してきた。現在の原則草案一式は、慣習国際法を反映していると見なし得る規定から勧告的性質に留まるものまで多様な規範的価値を持つ規定を含む。

(4) 本諸原則草案は、環境に関連する国際法と武力紛争法との間の交わりに留意して準備された。

(5) 用語の使用に関し、ILCは、ジュネーブ諸条約第1追加議定書を参照する第3部の諸規定において「自然環境」という用語を使用するかそれとも「環境」という用語を使用するかを、第2読の際に決定する。

## 原則1 範囲

本諸原則草案は、武力紛争前、武力紛争中又は武力紛争後の環境保護に適用する。

## 注釈

(1) 本条は、本諸原則草案の範囲を定義する。本条は、本諸原則草案が武力紛争前、武力紛争中及び武力紛争後という3つの時間的フェーズを扱うことを規定している。本条が初めに示すことが重要であると考えられることは、本諸原則草案の範囲がこれらのフェーズに関連することである。離接語である「又は」は、必ずしも全ての原則草案があらゆるフェーズで適用されるわけではないことを強調することを意図している。しかし、強調する価値があることは、時として、これら3つのフェーズの間には、ある程度、重複が見られるということである。さらにこうした定式は、ILC及び国連総会第6委員会内部の議論を経て構築された。

(2) 上述の時間的フェーズ（厳密な境界線はないが）に諸原則を分割することにより、本諸原則草案の時間的管轄（*ratione temporis*）の範囲が設定されている。国際環境法、武力紛争法、国際人権法のように国際法の様々な分野の視点からというよりむしろ、時間的な視点から本主題を扱うことにより、本主題がより扱いやすく、かつ描きやすくなるであろうと考えられた。時間的フェーズは、武力紛争前、武力紛争中及び武力紛争後に環境を保護するためにとられた法的措置を扱うだろう。そうしたアプローチによって、ILCは、武力紛争の様々な段階で生じた本主題に関連する具体的な法律問題を認識することが可能となるのであり、そのことが本諸原則草案の発達を促した。

(3) 本諸原則草案の事項的管轄（*ratione materiae*）の範囲に関し、「武力紛争」という用語に関連する限りにおいて「環境保護」という用語に言及がなされる。一般に、国際武力紛争と非国際武力紛争との区別はなされない。

## 原則 2 目的

本諸原則草案は、武力紛争中の環境への損害の最小化を目的とした防止措置や救済措置等を通じて、武力紛争に関連する環境の保護を増進させることを目的とする。

### 注釈

(1) 本条は、本諸原則草案の基本的な目的について述べる。本条は、本諸原則草案が武力紛争に関連する環境の保護の増進を目指すことを明確にし、必要な保護を与えるために要求されるであろう一般的種類の措置を示している。そうした措置には、武力紛争中の環境への損害の最小化を目指す防止措置、及び武力紛争の結果として既に損害が生じた後の環境の修復を目的とする救済措置が含まれる。

(2) 本条は、範囲に関する規定と同様、3つの時間的フェーズ全てを射程に収める。この3つのフェーズが密接に関連することは、ILC 内部と国連総会第6委員会内部でそれぞれ認められてきたが、「損害を最小化するための防止措置」への言及は、主として、武力紛争前と武力紛争中の状況に関係する一方で、「救済措置」への言及は、主として、紛争終結後のフェーズに関係する。国家は、紛争終結前でさえ、環境を修復するための救済措置をとることができることに留意しなければならない。

(3) 「救済措置」という用語は、「修復措置」という用語よりも好まれた。なぜなら、「救済措置」という用語は、環境を修復するためにとられるであろうあらゆる救済措置を含むことから、その範囲においてより明確かつ広範であると見なされたからである。これには、とりわけ、環境への毀損による損失又は損害、合理的な復元措置費用、及び合理的な対応措置費用に関連する合理的な浄化費用が含まれ得るであろう。

## 第2部 一般的に適用される原則

### 原則3 環境保護を増進させる措置

1. 国家は、国際法上の自らの義務に従って、武力紛争との関連で環境保護を増進させるために、実効的な立法、行政、司法その他の措置をとらねばならない。
2. 加えて国家は、適当な場合には、武力紛争との関連で環境保護を増進させるために、さらなる措置をとるべきである。

### 注釈

(1) 草案の原則3は、国家が、武力紛争との関連で環境保護を増進させるために、実効的な措置をとる必要があることを認識する。第1項は、国際法上の義務を想起し、第2項は、さらなる実効的な措置を自発的にとることを国家に奨励している。両項に含まれる「環境保護を増進させるために」という句は、一連の本諸原則草案の目的に対応している。同様に、これもまた両項に挿入されている「武力紛争との関連で」という句は、環境保護の武力紛争への関連性を強調することを意図している。

(2) 第1項は、国家が武力紛争との関連で環境保護を増進させる国際法上の義務を有することを反映し、国家がこのためにとることを義務づけられている措置を取り上げる。その義務は、「しなければならない」という言葉によって示されている。その要件は、「国際法上の自らの義務に従って」という表現によって限定されているが、この表現は、当該規定が自らの既存の義務を超える措置をとることを国家に要求するものではないことを示している。この規定の下での国家の個別の義務は、その国家を拘束する国際法上の関連義務に従って異なるであろう。

(3) したがって、第1項は、広範な措置を含めるために幅広く定式化さ

れている。その規定は、国家がとり得る措置の種類、すなわち、「立法、行政、司法その他の措置」を含んでいる。その例は、「その他の措置」という変更可能な類型によって示されるように、網羅的ではない。そうではなくて、その例は、国家がとる措置の最も関連する種類を強調することを目的としている。

(4) 武力紛争法は、武力紛争との関連で環境保護を増進させる目的に直接又は間接に資するいくつかの義務を国家に課している。「国際法上の」という観念は、しかしながらより広く、それが国際環境法、人権法又は他分野の法に由来するかどうかに関わりなく、武力紛争の前、間、又は後の環境保護に関係する、他の関連する条約に基づく又は慣習的な義務もまた含んでいる。

(5) 武力紛争法に関する限り、武力紛争法を軍隊に、そしてできる限り、文民たる住民へも周知させる義務は、環境保護に資するものである。この目的のための関連規定が、第1追加議定書第83条である。同条は、締約国が、とりわけ第35条と55条に関する情報を自国の軍隊に周知させる義務を負うと規定している。この義務は、ジュネーブ諸条約共通第1条にも関連づけられ得る。同条では、締約国は、全ての場合において、当該条約を尊重し、その尊重を確保することを約束している。そのような周知は、例えば、武力紛争時における環境の保護に関する軍事教範及び訓令のための赤十字国際委員会指針が奨励するように、軍事教範の中に関連情報を含めることを通じて行われ得る。

(6) 共通第1条はまた、国家が、そのようなことをする立場にある場合には、武力紛争の当事者によるジュネーブ諸条約の違反を防止し止めさせるために影響力を行使することを要求していると解釈されてもいる。環境保護に関する限り、このことは、例えば、ある種の兵器によって自然環境に引き起こされる損害の性質に関する科学的専門知識の共有や、



特別な生態学的重要性又は脆弱性を有する区域をいかに保護するかに関する技術的アドバイスを利用可能にすることを伴い得るであろう。

(7) 「兵器審査」を行うさらなる義務が、第1追加議定書第36条に見出される。この規定によれば、締約国は、新たな兵器の使用が、一定の場合又は全ての場合に、第1追加議定書又は何らかの他の適用可能な国際法規則によって禁止されるであろうかどうかを決定する義務の下に置かれる。その義務は、全ての戦闘の手段又は方法（すなわち兵器とその兵器が使用される方法の両方）の研究、開発、取得又は採用にわたっていることが注目される。追加議定書に関する赤十字国際委員会のコメントリーによれば、第36条は、「合法性の問題を解明するための国内手続を創設する義務を含意する。」第1追加議定書の当事国でない国も含めて、多くの国が、そのような手続を創設したことが知られている。

(8) 「兵器審査」を行う義務は、第1追加議定書の全ての締約国を拘束する。「何らかの他の国際法規則」への言及は、その義務が、ある兵器の使用が武力紛争法に違反するであろうかどうかを研究することのみを超えるかもしれないことを明らかにしている。このことは、第1に、新たな兵器又は戦闘の手段若しくは方法の使用が、ある場合又は全ての場合に、環境保護への直接的関連性を有する第35条と55条を含む第1追加議定書によって禁止されるであろうかどうかの検討を意味する。第2に、第1追加議定書を超えて、条約上若しくは慣習上の何らかの他の武力紛争法の規則、又は何らかの他の国際法分野の規則が、新たな兵器又は戦闘の手段若しくは方法の使用を禁止している可能性があるかどうかを分析する必要がある。そのような検討は、いかなる適用可能な国際環境法及び人権義務をも考慮に入れることを含むであろう。

(9) 第1追加議定書は、国際武力紛争にのみ適用されるが、第36条が規定する兵器審査は、非国際武力紛争における法の尊重もまた、促進する。

さらに、本来的に無差別的である兵器の使用と、過度の傷害又は無用の苦痛を引き起こす性質を有する戦闘の手段又は方法の使用は、慣習国際法上禁止されている。これらの規則は、国際武力紛争には限定されない。その結果、新たな兵器及び戦闘の方法は、特に文民の保護と区別原則に関する限り、非国際武力紛争を規律する法を含む、全ての適用可能な国際法に照らして審査されるべきであるということになる。本来的に無差別的な兵器又は戦闘の手段若しくは方法を使用してはならない義務は、非国際武力紛争において環境保護の間接効果を有する。さらに、深刻な環境損害を引き起こし得る、特別条約に基づく特定兵器（生物・化学兵器のような）の禁止が、遵守されねばならない。

(10) 国家は、実効的に管轄権を行使し、武力紛争との関連での環境保護に関係する特定の戦争犯罪の被疑者を、そのような犯罪がジュネーブ諸条約の重大な違反の範疇に入る限りにおいて、訴追する義務もまた負っている。その抑圧が自然環境の特定の構成要素に対する間接的保護を提供する重大な違反の例は、身体又は健康に対して多大な苦痛又は深刻な傷害を意図的に引き起こすことを含み、軍事的必要性によって正当化されず理不尽かつ違法に行われる財産の広範な破壊及び取得を含む。

(11) 条約に基づくさらなる他の義務は、国家が、将来的な地雷除去を容易にするために地雷の敷設を記録することである。

(12) 本原則草案の第2項は、武力紛争との関連での環境保護をさらに増進させる自発的措置を取り上げる。本項は、したがって第1項よりも命令的性格が薄く、この相違を反映するため「すべきである」という言葉が用いられている。「加えて」及び「さらなる措置」という句の両方とも、本規定が、第1項で取り上げられた国際法上の自らの義務に従って国家がとらねばならない措置を超えるものであることを示すことに役立っている。第1項で言及された措置と同様、国家がとる措置は、立法、

司法、行政その他の性質のものであり得る。さらに、それらの措置は、武力紛争の状況において自然環境へ追加的な保護を提供する特別合意を含み得るであろう。

(13) 国際法上の自国の現行の義務を超えて、武力紛争との関連で環境保護を増進させる自発的措置をとることを国家に奨励することに加えて、本項は、この目的のための国家実行における最近の発展をとらえている。国家がいかにしてこの発展を継続し得るかに関する一例は、自国の軍事教範において環境保護に関するより明示的な指針を提供することを通じてのものである。そのような指針は、例えば、平和活動に関与する軍事要員の、その活動の環境的側面や環境評価の実施に関する訓練を確保することを目的とし得る。国家がとるべき他の措置は、適当な場合には、他国及び関連国際機関との協力を増進させることを目的とし得る。

(14) 第2項が補足し奨励しようとしている全般的発展は、国際機関の実行にもまたその基礎を有している。そのような実行の一例は、国連「ブルーヘルメットの緑化」イニシアティブであり、それは、環境上の持続可能管理プログラムとして機能することを目的としている。この発展のさらなる例は、国連の平和維持活動局と現地業務局とが発展させた共同環境政策である。その政策は、環境上の基本研究を発展させる義務と共に、多くの多数国間環境協定を守る義務を含んでいる。ある任務が、その環境上の目的及び手続を創設している場合、考慮されるべき基準として以下のものを含む条約及び文書への言及がなされている。すなわち、国連人間環境会議の宣言（ストックホルム宣言）、世界自然憲章、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、生物多様性条約、及び、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）である。

#### 原則 4 保護地帯の指定

国家は、合意その他の方法により、主要な環境的及び文化的重要性を有する区域を保護地帯と指定すべきである。

#### 注釈

(1) 草案の原則 4 は、「保護地帯の指定」というタイトルがつけられており、国家は、合意その他の方法により、主要な環境的及び文化的重要性を有する区域を保護地帯と指定すべきであると規定する。本規定が置かれている第 2 部（一般的に適用される原則）は、平和が優勢となる紛争前の段階を扱うが、2 つ以上の時間的フェーズに関連するより一般的な性質を持つ諸原則もまた含んでいる。草案の原則 4 は、したがって、そのような区域が武力紛争の間又は直後に指定され得るであろうことを排除していない。加えて、草案の原則 4 は、第 3 部（武力紛争中に適用可能な原則）に置かれている、それに対応する草案の原則（草案の原則 17）を有している。

(2) 国家は、環境を一般的に保護するために必要な措置を既にとりつつあるかもしれない。そのような措置は、特に、武力紛争がもしかすると生じるかもしれない場合の防止措置を含み得る。物理的區域が、特定の区域を保護し保全する手段として、特別な法的地位を与えられることは、珍しいことではない。これは、国際合意又は国内立法を通じて行われ得る。ある場合には、そのような区域は、平時においてのみ保護されるのではなく、武力紛争中の攻撃をも免れる。通例、これは非武装及び中立地帯の場合である。「非武装地帯」という用語は、武力紛争法の文脈においては特別な意味を持つことに留意されるべきである。非武装地帯は、紛争当事者によって設置されるものであり、その当事者が軍事行動をその地帯に拡大することが、その拡大が当事者の合意の条件に反する場合

には、禁止されるということを含意する。非武装地帯は、平時においても設置され実施され得る。そのような地帯は、完全に非武装化された区域から、非核兵器地帯のような部分的に非武装化された区域まで、様々な程度の非武装化を含み得る。

(3) 本原則草案の下での保護地帯を指定する際には、敵対行為の悪い結果を受けやすい主要な環境の重要性を有する区域の保護に特別な重みが付与されるべきである。主要な生態学的重要性を有する区域に特別な保護を与えることは、ジュネーブ諸条約追加議定書の起草時に示唆された。その提案は採用されなかったが、その提案は、国際環境法の発展における比較的初期の段階で出されたものであることが認識されるべきである。他の型の地帯もこの文脈において関連するが、それについては後に論じられるであろう。

(4) 本原則草案において言及されている区域は、合意その他の方法により指定され得る。「合意その他の方法」への言及は、ある程度の柔軟性を導入することを意図している。予想される状況の型は、とりわけ、口頭又は書面で締結される合意、相互的及び共同の宣言、さらには一方的宣言を通じて作られるものや国際機関を通じた指定を含み得る。「国家」という言葉への言及は、合意が非国家主体と締結される可能性を排除しないということに留意されるべきである。宣言される区域は、「主要な環境的及び文化的重要性を有する」ものでなければならない。その定式は、本要件の正確な意味をわざと未決のままにしているが、それは、発展の余地を残すためである。保護地帯の指定は、いつでもなされ得るであろうが、なるべくなら武力紛争の前か又は少なくとも最初であるべきである。

(5) 国際法上、合意は、原則として第三者をその同意なしに拘束し得ないということは、言うまでもない。したがって、2つの国が第三国にお

いて保護地帯を指定することはできない。国家が、合意その他の方法を通じて第三国を拘束するやり方で、自国の主権又は管轄権の外の区域を規制することはできないということは、特別報告者の第2報告書でも概説されていた。

(6)「文化的」という言葉が含まれるべきかどうかに関して、異なる見解が当初表明された。最終的には、ILCは、その用語を含めることを選択した。環境的に重要な区域と文化的に重要な区域との間に明確な線を引くことは、しばしば困難であることが留意された。このことは、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下、世界遺産条約）においても認識されている。本条約の下での遺産地は、文化的なものとの自然的なものとの両方を（両者を区別することなく）含む一連の10の基準に基づいて選ばれるという事実が、この点を例証している。

(7) 武力紛争前に、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（以下、1954年ハーグ条約）とその両議定書の締約国は、本条約の1999年議定書第11条1項に従い、武力紛争時の保護の享有を望む文化財物件の目録を作成する義務を負うということが想起されるべきである。平時には、締約国は、本条約第3条に従い、武力紛争の予期される悪影響から自国の文化財を保護するために適当と考える他の措置をとることが求められる。

(8) 本原則草案の目的は、その範囲及び目的において別個のものである1954年ハーグ条約のレジームに影響を与えることではない。1954年ハーグ条約とその両議定書は、平時と武力紛争中の両方における文化財保護を規律する特別レジームであることをILCは強調する。そのレジームを複製することは、本原則草案の意図ではない。ここでの発想は、極めて「環境的に重要な」区域を保護することである。「文化的」という用語は、この文脈においては、環境への密接なつながりの存在を示すために用いられている。本原則草案は、文化的対象物それ自体には広がらない。そ

の用語は、しかしながら、例えば、自らの暮らしと生計手段のために環境に依存する先住民の先祖伝来の土地を含むであろう。

(9) 本原則草案が予見する区域の指定は、その保護区が特別な保護を正当化する神聖な区域としても役立っている場合には特に、先住民の権利に関連し得る。ある場合には、その保護区は、当該区域の中に住む先住民の特定の文化、知識、生活様式を保存することにも役立つかもしれない。先住民の文化と知識を保存することの重要性は、生物多様性条約の下、国際法において正式に認識されてきている。第8条(j)は、締約国は、可能な限り、かつ適当な場合には、「自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励」しなければならないと述べる。加えて、先住民の権利に関する国連宣言は、拘束的文書ではないけれども、宗教的及び文化的遺跡の管理・アクセス・保護に対する権利に言及している。

(10) 環境それ自体の保護と、文化的及び自然的に重要な場所の保護とは、時には相対応又は重複する。「文化的に重要な」という用語は、草案の原則17においても用いられているが、それは、1993年の環境への有害な活動から生じる損害に対する民事責任条約のような環境保護文書においては、自然環境、文化的対象物、及び景観における特徴との間の密接な関係の認識の上に打ち建てられている。第2条10項は、本条約の目的のために「環境」という用語を、「大気、水、土壌、動植物、及び同一の諸要素間の相互作用のような、非生物的及び生物的天然資源、文化遺産の一部を構成する財産、並びに景観の特徴的諸要素」を含むものと定義している。加えて、越境水路及び国際的湖沼の保護及び利用に関する条



約の第1条2項は、「環境への影響は、人間の健康及び安全、植物、動物、土壌、大気、水、気候、景観及び歴史的記念物又は他の物理的構造物又はこれらの要素間の相互作用を含み、文化遺産への又はそれらの要素に対する改変から生じる社会経済条件への影響をも含む」と規定している。

(11) さらに、生物多様性条約は、生物多様性の文化的価値に言及している。生物多様性条約の前文は、締約国が、「生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値を意識」することを確認する。同様に、生物多様性条約附属書Iの最初のパラグラフは、「高い多様性を有するもの、固有の若しくは脅威にさらされた種を多く有するもの又は原生地域を有するもの、移動性の種が必要とするもの、社会的、経済的、文化的又は科学的に重要であるもの、代表的であるもの、特異なもの又は重要な進化上その他生物学上の過程に関係しているもの」である生態系と生息地の保護を確保することの重要性を強調する。

(12) これらの拘束力ある文書に加えて、多くの非拘束的文書が、保護区を定義するために文化的な重要性和価値のレンズを用いている。例えば、国際的保護区における敵対的軍事活動の禁止に関する条約草案(国際自然保全連合の環境法委員会と環境法国際評議会によって準備されたもの)は、「保護区」という用語を次のように定義している。すなわち、「生態学、歴史、芸術、科学、民俗学、人類学又は自然美の観点から顕著な国際的重要性を有する、自然的又は文化的区域であり、それは、とりわけ、これらの基準を満たすいかなる国際合意又は政府間プログラムの下で指定された区域をも含む得る。」

(13) 文化的なものと同環境的なものの両方の区域の保護に言及する2、3



の国内立法もまた、この文脈で言及され得る。例えば、日本の1950年8月29日の文化財保護法は、高い科学的価値を有する動植物が「保護される文化財」に掲げられるべきと規定する。オーストラリア、ニューサウスウェルズ州の1974年国立公園及び野生生物法は、自然的、科学的又は文化的重要性を有するいかなる区域にも適用され得る。最後に、1991年12月6日のイタリア保護区法は、「自然公園」を、その自然的構成要素、景観及び審美的価値、並びに現地の住民の文化的伝統によって特徴づけられる、同質のシステムを構成する自然的及び環境的価値を有する区域と定義する。

## 原則5 先住民の環境の保護

1. 国家は、武力紛争の際、先住民が住む領域の環境を保護するため適切な措置をとるべきである。
2. 先住民が住む領域の環境に悪影響を与える武力紛争の後、国家は、救済措置をとるために、適当な手続を通じて、特に彼ら自身の代表制度を通じて、関係先住民と実効的な協議及び協力を行うべきである。

## 注釈

(1) 草案の原則5は、国家が、先住民とその環境との間の特別な関係の故に、武力紛争との関連でそのような環境を保護するために適当な措置をとるべきであることを認識する。同原則は、さらに、武力紛争が先住民の領域の環境に悪影響を与える場合には、国家は救済措置をとるよう試みるべきことを認識する。先住民とその環境との間の特別な関係に鑑み、これらの手段は、その関係を尊重し、彼ら自身の指導者達と代表構造とを通じて、そのような人民と協議し協力するという方法でとられる

べきである。

(2) 先住民とその環境との間の特別な関係は、国際労働機関の1989年(第169号)先住民及び種族民条約や先住民の権利に関する国連宣言のような国際文書によって、また国家実行及び国際裁判所の判例において、認識され、保護され、支持されてきた。この目的のために、先住民の土地は、「人民としてのその集団的な物理的及び文化的生存にとっての基本的な重要性」を有するものとして認識されてきた。

(3) 第1項は、特に、次のものに基礎を置いている。すなわち、「自らの土地又は領域及び資源の環境及び生産力の保全及び保護」に対する先住民の権利を表明する、先住民の権利に関する国連宣言の第29条1項と、「政府は、関係人民と協力して、これらの人民が居住する地域の環境を保護し及び維持する措置をとらねばならない」ことを認識している、国際労働機関1989年(第169号)先住民及び種族民条約第7条4項である。

(4) ある土地又は領域に対する先住民の個別の権利は、異なる国において異なる法的レジームの対象となり得る。さらに、先住民の権利に関する国際文書においては、先住民に関係し、それに対して先住民が様々な権利及び保護の地位を有する、土地又は領域に言及するために、様々な定式が用いられている。

(5) 武力紛争は、関係領域への環境損害に対する既存の脆弱性を増加させたり、そのような環境損害の新たな種類を生み出したりするかもしれない。またそれにより、関係領域とつながりのある人民の生存と福祉に影響を与えるかもしれない。第1項の下、武力紛争の際、国家は、先住民がその先祖伝来の土地と共に持つ関係を保護するために適切な措置をとるべきである。第1項で言及された適切な保護措置は、特に、武力紛争の前又は間にとられ得る。本項の言葉遣いは、十分に幅広いものであるため、状況に応じてその措置は調整される余地がある。

(6) 例えば、関係国は、関連する公益によって正当化されるか、さもなければ関係先住民との自由な合意に基づくか又はその要請による場合の他、軍事活動が先住民の土地又は領域で行われなことを確保する手段をとるべきである。このことは、先住民の土地又は領域に軍事施設を設置することを回避することを通じて、また草案の原則4に示されているように、彼らの土地を保護区と指定することによって、達成され得るであろう。一般に、関係国は、関係先住民と、彼らの土地又は領域を軍事活動のために使用する前に、実効的に協議すべきである。武力紛争の間、先住民の権利、土地及び領域は、武力紛争法と適用可能な人権法とによって提供される保護をもまた享有する。

(7) 第2項は、武力紛争が終了した後のフェーズに焦点を置いている。本規定の目的は、武力紛争が、先住民が住む領域の環境に悪影響を与えた際に、救済措置をとることを容易にすることである。そうする際、本規定は、本項の主体としての国家に焦点を当てながら、紛争後の文脈における先住民の土地に関連する問題への先住民の参加権を確保しようとしている。

(8) そのような場合、関係国は、適当な手続を通じて、そして特に、自ら自身の代表制度を通じて、関係先住民と実効的な協議及び協力をしようとするべきである。そうする際、国家は、先住民と彼らの領域との間の関係の特別な性質——その社会的、政治的、精神的、文化的及び他の側面における——を考慮すべきである。さらに、国家は、この関係が、しばしば「集団的」性質を有することを考慮すべきである。

(9) 適当な手続と先住民の代表制度とを通じて進める必要性が含められてきたのは、先住民に影響を与えるかもしれない措置をとる前に彼らの自由で事前のかつ情報に基づく同意を得るために、先住民との実効的な協議及び協力を認める様々な国家の内部における既存の手続の多様性と

彼らの代表制様式の多様性とを認識するためである。

## 原則 6 武力紛争に関連する軍隊の駐留に関する合意

国家及び国際機関は、適当な場合には、武力紛争に関連する軍隊駐留合意において、環境保護に関する規定を含めるべきである。そのような規定は、防止措置、影響評価、修復及び浄化措置を含み得る。

### 注釈

(1) 草案の原則 6 は、武力紛争に関連する軍隊の駐留に関し、国家間及び国家と国際機関間で、国家により締結される合意を取り上げる。「武力紛争に関連する」という句は、本諸原則草案の目的を反映している。すなわち、武力紛争との関連での環境保護を増進させることである。したがって、本規定は、軍隊が武力紛争とのいかなる関連もなく展開されている状況には言及していない。というのは、そのような状況は、本議題の範囲外であるからである。

(2) 本原則草案には、大まかに言えば、「武力紛争に関連する軍隊駐留合意」に言及する役割が与えられている。そのような合意の個別の名称や目的は、様々であり得るし、特定の状況により、部隊の地位や派遣団の地位に関する合意を含むかもしれない。本原則草案の目的は、国家と国際機関が、受入国と締結した軍隊駐留合意において、環境保護に関連する事項を取り上げ始めたという最近の発展を反映させることである。「べきである」という言葉は、本規定が命令的な性質のものではなく、この発展を承認し奨励することをむしろ目指していることを示している。

(3) 武力紛争に関連する軍隊駐留合意における環境規定の例には、環境保護に関する明示的規定を含んでいる、イラクにおける米国部隊の撤退及び暫定的駐留に関する米国イラク間合意が含まれる。他の例は、北大

西洋条約機構（NATO）とアフガニスタン間の部隊の地位に関する合意であり、そこでは、両当事者は、環境保護に対する防止的アプローチを追求することに合意している。欧州安全保障防衛政策の下での派遣団の地位に関する合意もまた、環境義務にいくつか言及している。関連する条約実行には、ドイツと他のNATO諸国との間の合意も含まれるが、その合意では、潜在的な環境上の影響が、環境的負荷を回避するために、識別され、分析され、評価されねばならないと述べられている。さらに、米国と韓国間の特別了解覚書は、環境保護に関する諸規定を含んでいる。演習、陸上通過、又は訓練のための、ある国における外国軍隊の短期駐留に適用可能な取極にも、さらに言及することができる。

(4) 損害賠償請求に関する関連規定を含んでいる、米国とオーストラリア間の部隊の地位に関する合意や、環境損害の防止を求める特定の諸規定を含んでいる、米国とフィリピン間の強化された防衛協力合意のような、武力紛争との関連がそれほど明確ではない軍隊駐留合意を含む、他の合意にも言及がなされ得る。

(5) 本原則草案は、武力紛争に関連する軍隊駐留合意において含められ得る環境保護規定の非網羅的リストもまた提供している。そういうわけで、本原則草案の第2文は、環境保護規定が取り上げ得るものの例として、「防止措置、影響評価、修復及び浄化措置」に言及する。軍隊の駐留は、環境に悪影響をもたらす危険があるかもしれない。できる限りそのような悪影響を回避するため、防止的性質を有する措置が、非常に重要である。軍隊駐留終了の際に必要とされるかもしれない修復及び浄化措置の種類を決定するために、影響評価が必要である。

(6) 本原則草案で言及された措置は、様々な関連側面を取り上げ得る。条約実行に反映された、個別の言及に値するいくつかの正確な例は、以下の通りである。部隊展開国に許与された施設及び区域からの汚染防止

を含む環境保護の重要性の認識。当該合意が、環境保護と合致するような方法で実施されるであろうという理解。市民にとっての健康と環境に影響を及ぼし得るであろう問題に関する受入国と派遣国間での協力と情報共有。環境損害防止措置。定期的な環境実績評価。審査過程。受入国の環境法の適用、或いは同様に、受入国の環境上の法・規制・基準を尊重するという部隊展開国による約束。天然資源の持続可能な利用に関する国際規範を尊重する義務。有害な影響が不可避の場合に修復措置をとること。環境損害賠償請求規則。

(7)「適当な場合には」という句は、2つの異なる考慮を伝える。第1に、武力紛争に関連する軍隊駐留合意は、環境保護の問題を取り上げることが可能ではないかもしれない緊急状況下でしばしば締結される。第2に、当該合意が環境保護に関する諸規定を含むことが、時にはとりわけ重要であるかもしれない。そのような一例は、軍隊駐留により影響を受ける危険がある保護地帯によって提供される。「適当な場合には」という句は、したがって、本規定に微妙な色合いを提供し、本規定が様々な場合をとらえることを可能にしている。

## 原則7 平和活動

武力紛争との関連で平和活動に関与する国家及び国際機関は、そのような活動の環境への影響を考慮せねばならず、また、その活動の負の環境上の結果を防止、緩和、救済するために適当な措置をとらねばならない。

### 注釈

(1) 平和活動は、多様な方法で武力紛争に関連し得る。以前は、多くの平和活動が、敵対行為終了及び和平合意署名に続いて展開された。平和活動上級独立パネルが留意するように、今日、多くの派遣団が、そのよ

うな政治合意が存在しないか、又は政治合意を確立する努力が失敗した環境において活動している。さらに、最近の国連平和維持派遣団は、多次的であり、安全な環境の提供から人権監視や国家の能力再構築まで、幅広い平和構築活動を取り上げている。任務は、文民の保護をも含んでいる。草案の原則7は、武力紛争の多種多様な部分又は側面に関連し得、また時間的性質上、変化し得る、あらゆるそのような平和活動を含めることを意図している。

(2) 「武力紛争との関連で」という言葉は、本原則草案の範囲を画する。それらの言葉は、その義務が、あまりに広く（すなわち、平和促進に関連する国際機関の全ての行為に潜在的に適用されるようには）解釈されるべきではないということを確認するよう武力紛争との関係性を明確にしている。その用語は、本原則草案の文脈においては幅広い視野から理解されるべきではあるが、全てのそのような活動が、武力紛争との直接的連関を持っているわけではないことが認識される。

(3) 本原則草案は、国家と国際機関が武力紛争との関連で平和活動に関与する活動で、多数の行為者が存在するかもしれない活動を含んでいる。これら全ての行為者が、環境への何らかの影響をもたらすであろう。例えば、平和活動局と現地支援局は、平和維持活動による現地の環境への潜在的損害を認識している。

(4) 平和活動の環境的影響は、計画のフェーズからその運用部分を通じて活動後のフェーズへと広がるかもしれない。望まれる目標は、平和活動が、環境へのその活動の行動の影響が最小化される方法で、その活動の行動に着手すべきであることということである。本原則草案は、このように、平和活動によって環境が負の影響を受けるであろう状況において着手される行動に焦点を当てる。同時に、とられるべき「適切な」措置は、その活動の文脈との関連で異なり得ることが理解される。関連する



考慮は、特に、そのような措置が、武力紛争の前、間、又は後のフェーズに関連するかということや、その状況下でどのような措置が実行可能かということを含み得る。

(5) 本原則草案は、国家並びに国連、欧州連合及び NATO のような国際機関の側での、平和活動の環境的影響に関するより強い認識と、負の影響を防止、緩和、救済するために必要な措置をとる必要性とを反映している。例えば、国連現地派遣団の中には、任務特定の環境政策を発展・実施させ環境上の遵守を監督するために、環境部隊を当ててきたものもある。

(6) 既存の国際法においては、「平和活動」や「平和維持」のための明確な又は決定的な定義は存在しない。現行の本原則草案は、武力紛争に関連するあらゆるそのような平和活動を幅広く含めることが意図されている。平和への課題は、以下のことを強調した。すなわち、「平和創造」は、敵対当事者を、特に平和的手段を通じて合意へと導く行為である。また、「平和維持」は、軍事及び/又は警察要員や、しばしば文民をも巻き込む、現地での国連駐留部隊の展開である。他方、「平和構築」は、平和にとって基礎的なものである信頼を増進させるための相互互恵的約束における協力計画の形態をとることである。平和活動に関する高級独立パネルの報告書は、その目的として、「特使及び調停者、平和構築派遣団を含む政治的派遣団、地域的防止外交事務所、停戦派遣団と選挙派遣団の両方を含む監視派遣団から、選挙支援派遣団のような小規模技術専門家派遣団や複合型活動まで」の、幅広い一連の手段を含めている。「平和活動」という用語は、これら全ての種類の活動を含めようとするものであり、平和強制活動や地域的機関による活動を含む、国連平和維持活動よりも幅の広い活動をも含めようとするものである。文面には「多国間的な」平和活動への言及はない。というのは、本原則草案においてこの



ことを明示的に取り上げる必要はないと考えられたからである。「平和活動」という用語の一般的理解は、しかしながら、それが多国間的な活動に関するものであるというものである。

(7)「防止する」は、平和活動がその本性からして孤立したものではなく、自らの行動を計画する際に、国家と国際機関は、負の環境上の結果を最小化することを計画又は目的とすべきであるという事実の承認の中で用いられてきた。防止義務は、行為が初期段階でとられるべきことを要求するが、「緩和」の観念は、既に生じた損害の削減に言及している。片や「救済」の観念の方は、環境を修復するためにとられ得るいかなる措置をも包含する、草案の原則2における「救済措置」と同じ意味で用いられてきた。

(8) 草案の原則7は、その性格において原則6とは異なる。平和活動は、武力紛争に関連する軍隊駐留合意とは異なり、軍隊や軍事要員を必ずしも含まない。文民要員や様々な種類の専門家のような他の種類の行為者もまた、存在するかもしれず、そのような活動に含まれるかもしれない。草案の原則7は、その範囲においてより幅広くより一般的であることや、そのような平和活動の行動に焦点を向けさせることもまた、意図されている。

(9) 本原則草案は、その活動の環境へのいかなる有害な影響をも識別し、分析し、評価するであろう、終了した活動の審査をも包含していることが理解される。これは、環境への将来の平和活動の負の影響を回避又は最小化することを求め、過ちが繰り返されないことを確保することを求める、「学ばれた教訓」型の演習であろう。

## 原則8 人間の立ちのき

国家、国際機関及び他の関連行為者は、武力紛争によって立ちのかされ

た者が所在する区域において、そのような者及び現地共同体に救援及び支援を提供しつつ、環境悪化を防止し緩和するために適当な措置をとるべきである。

## 注釈

(1) 草案の原則 8 は、紛争に関連する人間の立ちのきの、意図せざる環境上の影響を取り上げる。本原則草案は、武力紛争によって立ちのかされた者に対して救援を提供することと、環境への立ちのきの影響を減少させることとの相互連関を認識する。本原則草案は、国際的・国内的両方の立ちのきを含む。

(2) 住民の立ちのきは、武力紛争の発生に続いて典型的に起こるものであり、重大な人的苦痛及び環境損害を引き起こすものである。国連環境計画は、おそらく「[リビアにおける] 紛争の最も直近の結果」としての、並びにスーダンにおける「明確かつ重大な」「立ちのきと環境との連関」の「最も直近の結果」としての、「難民と国内避難民の国中の大量移動」に関して報告してきた。ルワンダにおいては、1990-1994年紛争とジェノサイドに関連する住民の立ちのきと再定住は、「その国の多くの部分で土地被覆と土地利用を実質的に変化させる」と共に、隣のコンゴ民主共和国において広範な環境損害を引き起こす、「環境への多大な影響を有していた。」

(3) 様々な紛争における立ちのきの人道的及び環境的影響を強調する、武力紛争中の環境保護に関する2014年の研究への言及もまたなされ得る。その研究は、コンゴ民主共和国との関連で、「長引く紛争と関連する、文民たる住民の大規模な紛争誘発型の立ちのきは、実際の戦闘活動よりも環境へのより破壊的な影響を有するかもしれない」ことに留意している。非国際武力紛争は、とりわけ、影響を受ける区域における環境的負荷を

含む、立ちのきという点からの重大な影響を引き起こしてきた。同様に、国連環境計画、国連開発計画及び世界銀行によって1990年以来なされた紛争後の環境評価に基づく研究は、紛争における直接的な環境損害に対する6つの主要な経路の1つとして、人間の立ちのきを識別してきた。

(4) 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が指摘したように、水へのアクセス、難民キャンプの位置、並びに救援及び開発機関による食糧支援は、「全て環境への直接的関係を有している。」脆弱な又は国際的に保護された区域における又はその区域近くでの難民キャンプの設置に関する、情報に基づかない決定は、環境への不可逆的な——現地の及び遠隔的な——影響という結果となるかもしれない。高度な環境的価値を有する区域は、その区域の生物多様性、並びに絶滅危惧種のための又はその区域が提供する生態系サービスのための避難所としての機能、に関連し得る、特に深刻な影響を被る。国連環境計画と国連環境総会も同様に、立ちのきの環境的影響に注意を喚起した。

(5) アフリカにおける国内避難民の保護に関するアフリカ連合条約は、カンパラ条約としても知られているが、その条約は、締約国が、自国の管轄権内か又はその実効的支配の下にある区域にある、国内避難民が所在する区域における環境悪化から保護するために必要な措置をとらねばならないと規定している。カンパラ条約は、「とりわけ、武力紛争、一般化された暴力、人権侵害、又は自然的若しくは人工的災害の影響の結果としての、又はその影響を回避するための」国内的な立ちのきに適用される。

(6) 立ちのきと環境に関連する他の最近の発展は、国連気候変動枠組条約締約国会議で設置され、気候変動の悪影響に関連する立ちのきの回避、最小化及び対処への統合的アプローチに関する勧告の作成を任務とする、立ちのきに関する特別部会を含む。2015年に諸国家は、災害危険削減の

ための仙台枠組を採択したが、それは、再生力を作り上げ、災害の危険と立ちのきの危険とを削減するための越境協力の促進を特に要求している。より最近の、安全で秩序ある規則正しい移住のためのグローバルコンパクトは、移住と環境悪化との関係に関する部分を同様に含んでいる。これらの発展は、立ちのきの環境的影響というよりは、むしろ立ちのきの環境的理由に焦点を当てているが、それらは、環境と立ちのきとの間の連関、並びにその分野における協力と規制とを促進する必要性、に関する諸国家間の認識を示すものである。

(7) 草案の原則8は、国家、国際機関及び他の関連行為主体を取り上げる。紛争影響区域における立ちのかされた人々と環境の保護に関与する国際機関は、国連難民高等弁務官事務所、国連環境計画及び他の国連諸機関、並びに欧州連合、アフリカ連合及び北大西洋条約機構を含む。本原則草案で言及された「他の関連行為主体」は、とりわけ、国際的援助者、赤十字国際委員会及び国際的非政府機関を含み得る。これら全ての行為主体は、武力紛争により立ちのかされた人々が所在する区域において、そのような人々及び現地の共同体に救援と支援とを提供しつつ、環境悪化を防止し緩和するための適当な措置をとることとなっている。「救援と支援」という用語は、人間の立ちのきが生じる場合に関係する支援の種類に一般的に言及するものである。これらの用語は、それらが人道的作業において理解されるものと異なる意味を伝えることを意図するものではない。

(8) 草案の原則8は、立ちのかされた人々と現地の共同体に対する救援への言及を含んでいる。国連難民高等弁務官事務所の環境指針は、この点に関し、「環境の状態は・・・それが難民であれ、帰還者であれ、現地の共同体であれ、その近傍に住む人々の福祉と健康に直接に関係するであろう」ことに留意する。立ちのかされた人々のために生計手段を提供

することは、現地の受け入れ共同体が所在する環境を保全し保護することに密接につながっている。より良い環境統治は、受け入れ共同体、立ちのかされた人々及び環境それ自体にとっての再生力を増大させる。

(9) 同様に、国際移住機関は、取り上げる必要のある、現われつつある問題として、「立ちのかされた人々の脆弱性と、それを受け入れる社会及び生態系に対するそれらの人々の影響とを削減すること」の重要性を強調し、環境移住地図を発展させた。世界銀行は、さらに、その2009年報告書「強制立ちのき——開発の挑戦」において、その問題に注意を喚起した。その報告書は、環境悪化を通じるものを含む、立ちのきが環境上の持続可能性と開発に与え得る開発の影響を強調している。以下のように書いてある立ちのきに関する節を含む、国際自然保全連合の環境と発展に関する国際規約草案にも言及がなされ得る。すなわち、「締約国は、環境上の義務に妥当な考慮を払いつつ、国内避難民を含む武力紛争によって立ちのかされた者に対して救援を提供するために全ての必要な措置をとらねばならない。」

(10) 草案の原則8における、紛争によって立ちのかされた人々と現地の共同体に「救援を提供する」ことへの言及は、「災害時の人の保護」の議題に関する ILC の以前の作業の観点からもまた、読まれるべきである。関連コメントリーにおいて説明されているように、「災害時の人の保護」条文草案は、その規模の故に、災害が武力紛争の存在する区域で生じる場合を含む、「複合的緊急事態」と見られ得る立ちのきの状況に適用されるであろう。

(11) 草案の原則8は、第2部に位置しているが、それは、紛争に関連する人間の立ちのきが、武力紛争の間及び後の両方で取り上げられねばならないかもしれない現象であるが故に、である。

## 原則9 国家責任

1. 環境に損害を引き起こす、武力紛争に関連する国家の国際違法行為は、当該国の国際責任を伴い、当該国は、環境それ自体への損害を含む、そのような損害に対する完全な賠償を行う義務を負う。
2. 本諸原則草案は、国際違法行為に対する国家責任に関する諸規則を損なうものではない。

### 注釈

(1) 草案の原則9は、武力紛争との関連で環境に引き起こされた損害に対する国家の国際責任に関するものである。第1項は、国家のあらゆる国際違法行為は、その国際責任を伴い、その行為によって引き起こされるかもしれない損害に対して完全な賠償を行う義務を生じさせるという、一般規則を再述する。同項はさらに、武力紛争との関連での、並びに環境自体に引き起こされた損害を含む環境損害との関連での、国際違法行為への本原則の適用可能性を再確認する。

(2) 第1項は、国際違法行為に対する国家責任条文の第1条及び第31条1項をモデルとしてきた。他の条文には言及されていないが、本原則草案は、国際違法行為の条件を明記する諸規則を含む、国際違法行為に対する国家責任に関する諸規則に従って適用されねばならない。このことは、とりわけ、国際違法行為となる行動は、作為又は不作為からなり得ることを意味する。さらに、国家の国際責任が武力紛争との関連で生じるためには、作為又は不作為が当該国に帰属し得ねばならず、国際義務の違反とならねばならない。

(3) 武力紛争との関連で環境に損害を引き起こす、国家に帰属し得る作為又は不作為は、2つの条件が満たされる場合には、違法である。第1に、当該作為又は不作為が、環境に対して保護を提供する武力紛争法の、

又は武力行使に関する法 (jus ad bellum) 及び国際人権法を含む (がそれに限られない) その状況において適用可能な国際法の他の規則の、1つ以上の実体的規則を侵害すること。第2に、そのような規則又は諸規則が、その国を拘束することである。その国の責任の範囲及び賠償され得る環境損害の敷居は、適用可能な第1次規則に依存する。

(4) 国家責任に関する武力紛争法の諸規則は、明確であり、かつ十分に確立している。武力紛争における特別法として、武力紛争法は、武力紛争の当事国の責任を、私的な行為を含む「その軍隊を組成する人員の一切の行為」に拡大している。武力行使に関する法に関する限り、国連憲章第2条4項の違反は、武力紛争法の違反に由来するか否かを問わず、当該違反によって引き起こされた損害に対する責任を伴う。特に (専らではなく)、占領状態における紛争関連の環境損害に対する責任のさらなる基礎は、国際人権義務の中に見出されるかもしれない。環境条件の悪化は、地域的な人権裁判所及び人権条約機関の判例法において確立されてきたように、生命に対する権利、健康に対する権利及び食糧に対する権利を含む、数多くの個別の人権を侵害するかもしれない。

(5) 武力紛争において引き起こされた環境損害は、国連補償委員会 (UNCC) によって国際法上賠償され得るものと最初に認識された。この UNCC は、イラクのクウェート侵略・占領に関する請求を処理するために、1991年に安保理によって設立されたものである。UNCC の管轄権は、安保理決議687 (1991) に基づくものであったが、同決議は、「イラクの違法なクウェート侵略・占領の結果としての、環境損害を含むいかなる直接的な損失又は損害、天然資源の減耗、又は外国の政府、国民及び会社に対する侵害、に対する」国際法上のイラクの責任を再確認していた。

(6) 環境請求の処理に関する UNCC の経験は、戦時の環境損害に対する賠償の分野において画期的で、武力紛争に留まらない重要な評価基準で



あり続けてきた。その一例は、環境損害をどうやって量ることができるかに関連する。UNCCは、安保理決議687(1991)における「直接的環境損害」及び「天然資源の減耗」という概念を定義しようと試みなかったが、以下のものから生じる賠償可能な損失又は費用の非網羅的リストを提示した。(a)環境損害の緩和及び防止。それは、直接に石油火災対処に関連し、沿岸の及び国際的な水域における石油流出から生じる費用を含む。(b)環境を浄化若しくは修復するために既にとられた合理的措置、又は環境を浄化若しくは修復するために合理的に必要であると文書で証明できる将来的措置。(c)損害を査定及び緩和し、環境を修復する目的での、環境損害の合理的な監視及び評価。(d)調査目的での、及び環境損害の結果として増大する健康上の危険への対処目的での、合理的な公衆の健康の監視及び医療上の選別の実施。(e)天然資源の減耗又は天然資源に対する損害。

(7) 草案の原則9第1項は、環境それ自体に対する損害の、国際法上の賠償可能性を再確認している。この声明は、国家責任、並びに、危険活動から生じる越境損害の場合における損失配分、に関する ILC の以前の作業に合致するものである。また、「一般国際法は純粋環境損害に対する賠償を排除しているという主張には、正当化の余地はない」という UNCC の声明への言及もなされ得る。本原則草案の第1項は、さらに、ある種の活動事件(コスタリカ対ニカラグア)における国際司法裁判所の判決にも触発されている。本件において裁判所は、「環境それ自体に対して引き起こされた損害に対して金銭賠償が支払われねばならないとすることは、完全賠償の原則を含む国際違法行為の結果を規律する国際法の諸原則と合致する」と判示した。

(8) 「環境それ自体」という観念は、「純粋環境損害」に言及するものと説明されてきた。後者の用語は、上記の引用において UNCC によって使



われた。両概念、並びに危険活動から生じる越境損害の場合の損失配分に関する諸原則において ILC が使った「環境それ自体に対する損害」という観念は、同じ意味を有している。それらは、物質的損害を生じさせないか、又は物質的損害のみを生じさせるわけではないが、生態系サービスを提供する環境能力——大気からの炭素の隔離、大気の質及び生物多様性といった——の毀損又は損失へと導く、環境に対する損害に言及するものである。

(9) 草案の原則9第2項は、本諸原則草案が、国際違法行為に対する国家責任に関する諸規則を害するものではないことを明らかにしている。

(10) 草案の原則9は、武力紛争の前のフェーズに関連する原則草案、及び2つ以上のフェーズに適用可能な原則草案、を含む、一般的に適用可能な諸規定を含む第2部に位置している。草案の原則9は、後者（訳者注：2つ以上のフェーズに適用可能な原則草案）に属する。

#### 原則10 会社の相当の注意

国家は、自国領域内で又は自国領域から営業している会社その他の商企業が、武力紛争区域において又は武力紛争後の状況において活動する場合には、人間の健康に関連するものも含めて環境の保護に関して相当の注意を払うよう確保することを目的とする、適切な立法その他の措置をとるべきである。そのような措置には、天然資源が環境的に持続可能な方法で購入又は取得されるのを確保することを目的とするものが含まれる。

#### 注釈

(1) 草案の原則10は、自国領域内で又は自国領域から営業している会社が、武力紛争区域において又は武力紛争後の状況において活動する場合

には、人間の健康に関連するものも含めて環境の保護に関して相当の注意を払うよう確保することを目的とする、適当な立法その他の措置を国家がとるべきこと、を勧告する。草案の原則10第2文は、そのような措置には、天然資源が環境的に持続可能な方法で購入又は取得されるのを確保することを目的とするものが含まれると明示する。本原則草案は、一般的に拘束力ある法的義務を反映するものではなく、したがって勧告として表現されてきた。

(2)「会社の相当の注意」という概念は、人権及び国際環境基準の尊重を含む、責任ある商慣行の促進を追求する規範的枠組の広いネットワークに言及している。そのような枠組は、国内的又は地域的レベルでの非拘束的指針及び拘束的規制を含み、ビジネス界自身によって作られた行動綱領にまで広がる。草案の原則10は、明確な環境上の焦点、又は武力紛争の状況若しくは武力紛争後の状況といった分野への焦点、を必ずしも示さない、既存の規制枠組の上に構築されており、またその枠組を補完しようとするものである。

(3) ビジネスと人権に関する国連指導原則は、人権と基本的自由とを尊重・保護・実現する国家の義務に基礎を置いており、それらの義務の実施は、大部分国家の行動に依拠している。それらの指導原則は、紛争によって影響を受けた区域にある商企業が、大規模な人権蹂躪に関与しないことを確保するために国家がとり得る数多くの措置を提案している。これには、「自国の現在の政策、立法、規制及び執行措置が、大規模な人権蹂躪にビジネスが関与する危険に対処するのに実効的であることを確保すること」も含まれる。

(4) 経済協力開発機構(OECD)多国籍企業指針は、環境上の懸念を明示的に取り上げ、企業が「環境、公衆の健康及び安全を保護する必要性と、持続可能な発展というより広い目標に貢献するような方法で自らの

活動を行う必要性とを十分考慮する」ことを勧告している。2016年の紛争の影響を受けた区域及び高度に危険な区域からの鉱物の責任ある供給網のための OECD 相当の注意指針は、とりわけ、紛争の影響を受けた区域及び高度に危険な区域において営業するか又は鉱物をそれらの区域から調達する会社に、深刻な人権侵害に関与する危険を評価し回避することを奨励している。天然資源と武力紛争区域に一層個別に関連する規制枠組には、グレートレイク地域国際会議の認証メカニズムや、責任ある鉱物供給網に関する中国の相当の注意指針も含まれる。相当の注意の枠組は、国家、ビジネス界及び市民社会間の協力で、採掘産業を含む特定のビジネスのためにもまた、作られてきた。

(5) いくつかの場合においては、そのようなイニシアティブは、国家が同様な基準を自国の国内立法に組み入れることに拍車をかけてきており、その基準が、紛争の影響を受けた区域で営業するか又はそのような区域を扱う、自国の管轄権に服する会社を拘束するようになっている。法的拘束力ある文書もまた、地域的レベルで発展してきている。地域的な又は国内レベルでの、そのような法的拘束力ある文書の例には、2010年の米国ドッドフランク法、グレートレイク地域国際会議のルサカ議定書、紛争鉱物に関する欧州連合の規則、及び欧州連合木材規則がある。

(6) 草案の原則10の言葉は、とりわけ、天然資源がどのように購入され獲得されるかに関する、会社の相当の注意に関する既存の枠組の上に構築されている。同時に、本議題の範囲に従って、その言葉は、武力紛争区域と武力紛争後の状況における環境の保護に具体的に焦点を当てている。この点で、鉱物の責任ある供給網のための OECD 相当の注意指針と、欧州連合の紛争鉱物規則とにおいて用いられている「紛争の影響を受けた区域及び高度に危険な区域」という概念へも、言及がなされ得る。OECD 相当の注意指針は、この概念を、「武力紛争、広範な暴力、又は

人々への損害のその他の危険」という点から定義している。欧州連合紛争鉱物規則は、次のような定義を与えている。すなわち、「武力紛争の状態又は脆弱な武力紛争後の状態にある区域、並びに、破綻国家のように、また人権蹂躪を含む国際法の広範かつ組織的な違反のように、統治と安全が弱いか存在しないことが目撃される区域」である。「紛争の影響を受けた区域及び高度に危険な区域」という観念の、草案の原則10への関連性が、承認された。ILCは、それにも拘らず、「武力紛争区域」と「武力紛争後の状況」に言及することを選択した。というのは、これらの用語が、本諸原則草案で用いられている用語法に、よりぴったりと整合しているからである。それらの用語は、本諸原則草案で用いられているような、「武力紛争」や「武力紛争後」といった概念の意味で理解されるべきである。

(7) 草案の原則10第1文は、「立法その他の措置」に言及する。国内レベルでの実施に依拠する国際文書が、立法措置に明示に言及することは、通常のことであり、また会社の相当の注意を確保しようとすれば、立法行為が通常は必要となるであろう。「その他の措置」は、広範囲に広がり得るものであり、とりわけ司法及び行政措置が含まれ得る。「適切な」というさらなる限定は、国内レベルでとられる措置が、国ごとに異なり得ることを示している。そのような措置は、いずれにせよ、当該国において又は当該国から営業している会社その他の商企業が、武力紛争区域又は武力紛争後の状況において活動する場合には、相当の注意を払うことを確保することに向けられるべきである。

(8) 相当の注意指針が向けられているビジネス実体にどのように言及するかに関して、統一的慣行は存在しない。異なる規制枠組が、「海外展開企業」から「多国籍企業」、「商企業」、又は「会社」までにわたる用語を使用している。「会社その他の商企業」への言及が、不必要に制限的では

ないような幅広い観念として、本原則草案のために選ばれた。この観念がどのように解釈されるかは、各国の国内法に第一次的には依存するであろう。会社その他の商企業と国家との間の関係を表現する方法も同様に、いく通りかある。「自国領域内で又は自国領域から営業している」という句は、OECD 相当の注意指針の標準的な句である。

(9) 本原則草案で用いられたような「相当の注意」の観念は、武力紛争区域において又は武力紛争後の状況において活動する際に、会社その他の商企業に期待される相当の注意である。この観念は、上記パラグラフ(2)から(4)までで言及された相当の注意の枠組と異なって用いられてはいない。その観念の内容に関して言えば、ビジネスと人権に関する指導原則において説明されているような「人権に関する相当の注意」の諸要因に言及され得る。すなわち、人権に関する相当の注意は、(a)商企業が、自らの活動を通じて引き起こすか若しくは助長する、又は自らのビジネス関係によってその営業、製品若しくはサービスに直接つながっているかもしれない、悪い人権的影響を含むべきである。(b)商企業の規模、深刻な人権的影響の危険、及びその商企業の営業の性質及び環境、が錯綜し様々であろう。(c)その商企業の営業及び営業環境が進展するにつれ、人権的危険が時間と共に変化し得ることを認識しつつ、進行的であるべきである。欧州連合紛争鉱物規則は、供給網に関する相当の注意を、「経済上の経営者が、自らの購入及び販売が紛争又は紛争の悪影響を助長しないことを確保する目的で、そのような購入及び販売を、それを通じて監視し管理する、進行的・率先的・反応的な過程」として、類似の文言で定義している。さらに、OECD 多国籍企業指針及び関連文書は、国際環境基準に関する詳細な指針を含んでいる。

(10) 「人間の健康との関連を含む」という句は、環境悪化と人間の健康との間の密接な連関を強調するものであるが、このことは、国際環境文

書、地域条約及び判例法、経済的社会的文化的権利に関する委員会の作業、並びに人権と環境に関する特別報告者の作業によって確認されている。その句は、そのようにして、環境保護の文脈で「人間の健康」に言及するものである。

(11) 草案の原則10第2文によれば、とられるべき措置には、天然資源が、環境的に持続可能な方法で購入又は取得されることを確保することを目的とするものが含まれる。責任ある調達要件は、上で言及された数多くの文書に含まれている。例えば、OECD 指針は、国家が、「人権を尊重し、紛争の助長を回避し、持続可能で衡平かつ効果的な発展に成功裏に寄与することを確保する目的で」、自国領域内から営業しており、かつ紛争の影響を受けた区域及び高度に危険な区域から鉱物を調達している会社による指針の遵守の促進を国家に勧告している。中国の指針は、会社が、紛争の影響を受けた区域及び高度に危険な区域からの資源の採掘、取引、加工、輸出と関連する紛争及び深刻な人権蹂躪の助長の危険、並びに環境・社会・倫理面における深刻な不正行為と関連する危険、を識別し評価することを要求している。欧州連合紛争鉱物規則は、「供給網に関する相当の注意」を、「自らの調達活動と関連する悪影響を防止又は緩和するための、紛争の影響を受けた区域及び高度に危険な区域と結びついた現実の及び潜在的な危険を識別しそれに対処することを目的とする、自らの管理システム、危険管理、独立した第三者の監査、情報開示との関連における・・・欧州連合の輸入者の義務」を意味するものと定義している。

(12) 草案の原則10第2文は、天然資源が「衡平に」かつ環境的に持続可能な方法で購入又は取得されるべきことを勧告すべきである、との見解が表明された。環境・経済・社会的側面を包摂するものとしての持続可能性概念の確立された理解、或いは会社の相当の注意にとってのこれら

全ての側面の重要性、は疑われないものの、ILCは、草案の原則10の文脈における混乱を生じさせ得るであろうと感じられたが故に、「衡平に」という言葉を含めなかった。

(13) 草案の原則10は、武力紛争区域又は武力紛争後の状況における会社の活動に言及するものであるが、本質的に防止措置であるものを取り上げている。本原則草案は、したがって、紛争前の時点に関連する原則、並びに、いかなる特定のフェーズにも紐づけられない一般原則を含む2以上のフェーズに適用可能な原則、を含む第1部〔訳者注：第2部の誤り〕に置かれている。

#### 原則11 会社の賠償責任

国家は、自国領域内で又は自国領域から営業している会社その他の商企業が、武力紛争区域又は武力紛争後の状況において、人間の健康に関連するものを含む環境に引き起こした損害に対して賠償責任を負い得ることを確保することを目的とする、適当な立法その他の措置をとるべきである。そのような措置は、適当な場合には、会社その他の商企業が、そのような損害が自らの事実上の支配の下で行動する自らの子会社により引き起こされる範囲まで賠償責任を負わされ得ることを確保することを目的とするものを含むべきである。この目的のため、適当な場合には、国家は、特にそのような損害の犠牲者のために、適切かつ実効的な手続及び救済を提供すべきである。

#### 注釈

(1) 草案の原則11は、会社の相当の注意に関する草案の原則10と密接に関連している。草案の原則11の目的は、武力紛争区域又は武力紛争後の状況において、人間の健康に関連するものを含む損害が環境に引き起こ



されてきた状況を取り上げることである。国家は、自国領域内では又は自国領域から営業している会社その他の商企業が、そのような損害を引き起こしたことに対して賠償責任を負わされ得ることを確保することを目的とした、適当な立法その他の措置をとるよう招請される。「立法その他の措置」、「会社その他の商企業」、「人間の健康に関連するものを含む環境」、「自国領域内では又は自国領域から」、「武力紛争区域又は武力紛争後の状況において」という概念は、草案の原則10におけるのと同様な方法で解釈されることとなる。

(2)「損害」及び「それら〔訳者注：会社その他の商企業〕によって引き起こされた」という観念は、適用可能な法に従って解釈されることになるが、その適用可能な法は、会社その他の商企業の本国法であるかもしれないし、或いは、損害が引き起こされた国の法かもしれない。この点に関して、欧州連合において適用可能な法的レジームに言及がなされ得る。その法的レジームは、請求に適用可能な法は一般に損害が発生した国の法でなければならないと規定している。「引き起こす」という用語に関して言えば、ビジネスと人権に関する指導原則は、人権に関する相当の注意の文脈において、商企業が「それ自身の活動を通じて引き起こすか若しくは助長するかもしれない、又はそのビジネス関係により、その営業、製品若しくはサービスに直接連関するかもしれない」悪影響に言及している。

(3) 草案の原則11第2文は、先行文への言及で始まり、その送致の中に含まれるさらなる考慮を付加しているという点で、草案の原則10の言葉遣いを踏襲している。「適当な場合には」という句は、草案の原則10には現れていないが、それは、当該規定の諸要素が国内レベルでどのように適用されることになるかに関する微妙な色合いを提供している。草案の原則11第2文は、会社その他の商企業が、特定の状況の下、その子会社が、



武力紛争において又は武力紛争後の状況において、人間の健康に関連するものを含む環境への損害を引き起こした場合に賠償責任を負わされ得ることを確保することを目的とする措置を勧告している。より具体的には、このことは、その子会社が親会社の事実上の支配の下で行動する場合、そしてその範囲まで、可能であるべきである。そのような支配の重要性を例証するために、その子会社がザンビアで水路へ有毒物質を排出したことに対する英国多国籍集団 Vedanta Resources の賠償責任の可能性に関する Vedanta 対 Lungowe 事件での英国最高裁判所の声明に言及がなされ得る。すなわち、「全ては、親会社が子会社の（土地利用を含む）関連業務の管理に関し、取って代わり、介入し、支配し、監督し、又はアドバイスを与える、という機会を自ら利用した範囲及び方法次第である。」

(4) 事実上の支配の概念は、各国内法体系の要件に従って解釈されることになる。OECD 多国籍企業指針は、この点に関し、多国籍企業を形成する会社その他の実体は、様々な方法で自らの業務を調整し得ると指摘する。「1又は2以上のこれらの実体が、他の実体に対して重大な影響力を行使することができるかもしれないが、企業内の自律性の程度は、多国籍企業ごとに大きく異なり得る。」

(5) この点に関し、親会社とその子会社との関係の関連側面に光を当てた国内判例への言及もなされ得る。例えば、Bowoto 対 Chevron 事件において、カリフォルニア北部地区米連邦地裁は、以下のものに特に注意を払った。すなわち、(a)親会社と子会社間の意思疎通の程度と内容、(b)親会社が、子会社のために政策、特に安全政策を立てた又は立てることに参加した程度、(c)親会社と子会社が共通に有している役員及び重役、(d)収入計上のための子会社への依存、及び親会社業務の全般的成功におけるその重要性、(e)子会社が、被請求者の代理人として行動している場

合には、その権限の範囲内で行動している程度。さらに別の事件において、ニューヨーク南部地区米連邦地裁は、親会社とその子会社との間の会社関係が十分に密接である場合には、ある会社が別の会社の行動に対して法的に責任を負うかもしれないと述べた。その成否を決定する諸要因には、会社としての正式な手続の無視、基金の混同、並びに所有、役員、重役及び人員の重複、が含まれていた。Chandler 対 Cape 事件において、イングランド及びウエールズ控訴裁判所は、適当な状況においては、親会社は、その子会社の従業員の健康と安全との関連で注意義務を負うかもしれないと結論した。それは、例えば、次のような場合であるかもしれない。すなわち、親会社と子会社のビジネスが、関連側面において同一であり、親会社が、特定産業における健康と安全の関連側面に関する、並びに子会社の作業システムにおける欠陥に関する、優越的知識を有しているか又は有しているべき場合である。

(6) 草案の原則11第3文は、本原則草案の第1文と第2文の両方に関係している。その目的は、国家が会社その他の商企業又はその子会社が、武力紛争区域において又は武力紛争後の状況において引き起こした環境及び健康関連損害の犠牲者に対して適切かつ実効的な手続及び救済を提供すべきであると想起させることである。その文は、そのようにして、受入国が、自国の立法を実効的に執行する立場にないかもしれない状況に言及する。この点で、経済的社会的文化的権利に関する委員会の一般的意見にもまた、言及がなされ得る。その意見は、「特に、損害が発生した国家の国内裁判所において犠牲者が利用可能な救済が、利用可能でなかったり実効的でなかったりする場合には」、保護する義務が海外での会社の不正行為にまで及ぶものとして解釈している。

(7) 国家及び現地共同体の崩壊は、武力紛争の通常の結果であり、しばしば紛争の余波の中で長い影を投げかけ、法執行及び権利保護、並びに

司法の完全性を損なうものであるということが想起されるかもしれない。会社その他の商企業の本国が、そのような状況において果たし得る重要な役割は、カタンガ鉱山事件への言及により例証される。その事件において、紛争は、コンゴ民主共和国におけるいくつかの出来事に関連していた。カタンガ鉱山有限責任会社は、バミューダで法人と認められていて、税金目的でカナダに住所を有しており、コンゴ民主共和国でその全ての実際の業務を行っていた。両当事者は、以前の契約において、いかなる紛争も、Kolweziの大審裁判所（Court of Great Instance）で解決されるであろうことにさらに合意していた。英国裁判所は、しかしながら、「司法の完全性への干渉の試み」が「どうやら広範かつその地方特有」である状況に鑑み、コンゴ民主共和国は、「全ての当事者の利益にとって、また司法の目的にとって、その事件が裁判され得るにふさわしい場」ではないであろうと決定した。

(8) 国連内の人権条約機関もまた、個別国家の状況に関する自らのコメントにおいて、その問題を取り上げてきた。例えば、人権委員会（訳者注：市民的政治的権利に関する国際規約についてのもの）は、「自国領域内かつ/又は自国管轄権内に住所を有する全ての商企業が、自らの業務全般にわたって、市民的政治的権利に関する国際規約に従って人権基準を尊重するという期待を明確に打ち出すこと」、並びに「海外で営業しているそのような商企業の活動の被害を受けてきた人々を保護するために提供される救済を強化する適当な措置をとること」を関連当事国に奨励してきた。同様に、人種差別撤廃委員会は、土地、健康、環境及び適切な生活水準が、海外展開企業の業務によって悪影響を受けてきた事例に注意を喚起した。その文脈において、「[規約 [訳者注：人種差別撤廃条約のこと] 違反が] 当事国の外で行われた場合に、当事国の裁判所において海外展開企業が有責とされることを妨げるいかなる障害も法の中に持

ち込まれないことを確保すること」を関連当事国に奨励してきた。

(9) さらに、モンロー文書にも言及がなされ得る。同文書は、民間軍事警備会社の本国が、国際人権法上有している義務に言及している。そのような義務を実効性あらしめるため、国家は、特定の状況において、[民間軍事警備会社] 及びその要員の関連不正行為を、防止し、調査し、それに対する実効的救済を提供するために適当な措置をとる義務を有する。」

(10) 「犠牲者」という用語は、その健康又は生計手段が、草案の原則11で言及された環境損害によって害されてきた人に言及している。環境損害は、生命に対する権利や食糧に対する権利のような、他の人権にも影響するかもしれない。「特に犠牲者のために」という句は、第1に、適切かつ実効的な救済が、環境損害の犠牲者にとって利用可能とされるべきであることを示している。第2に、その句は、そのような救済が、国内立法次第で、より広い基礎の上に利用可能となるかもしれないということを確認している。これは、自らの個別的な権利又は利益を主張できない人々の環境的な協会又は集団による公益訴訟の場合かもしれない。さらに、環境損害は、「犠牲者」という用語が通常使用されないであろう民事請求も生じさせ得る。

(11) 「適切かつ実効的な手続及び救済」という言葉は、その性質上一般的であり、「適当な場合には」という句と相まって、本規定を国内レベルで適用するに際し一定の柔軟性を国家に許容している。

(12) 草案の原則11は、草案の原則10と同じ理由により、一般的に適用され得る規定として、第2部に置かれている。